

西東京市高齢者家具等転倒防止器具取付け等事業のご案内

◎申請場所 高齢者支援課窓口(田無第二庁舎1階または保谷保健福祉総合センター1階)

◎対象世帯

過去に西東京市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取付けをしていない、西東京市に住民登録をしている 65 歳以上の方のみで構成される高齢者世帯

※申請者は世帯主または同一世帯の方のみで、同一世帯以外の方が申請者にはなりません。

※過去に給付を受けた世帯は申請できません。

◎取付け等の種類 *次のいずれか1つを選択してください。両方はできません。

① 器具の給付と取付け

1世帯につき1回限り、器具代は 4,000 円まで(最大5か所まで)で、器具を給付し、取り付けます。

器具によっては、家具や壁にねじで固定するため、穴が開きます。

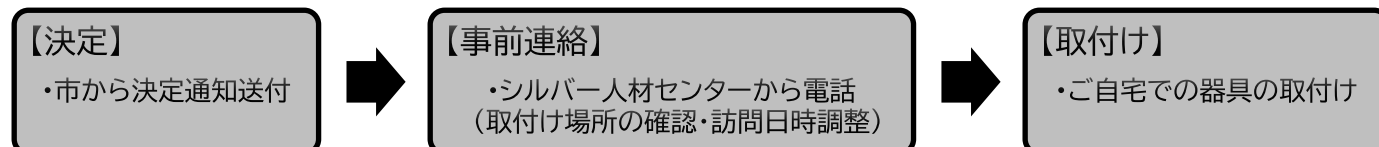
希望された器具は、シルバー人材センターが、ご自宅の家具等を確認して取り付けます。

器具の給付と取付けを決定した場合でも、家具等の形状等によっては、希望された器具が取り付けられない、または変更していただくことがあります。取付け器具の詳細は、裏面をご参照ください。

② 取付けのみ

1世帯につき1回限り、お持ちの家具等転倒防止器具を家具等に5か所まで取り付けます。取付けを決定した場合でも、お持ちの器具及び家具等の形状等によっては、取り付けられないことがあります。

◎給付の流れ



※「①器具の給付と取付け」については、希望された器具のみお持ちするため、器具を変更する場合、別の日に取り付ける場合がございます。

◎注意事項

① ご自宅の家具等に転倒防止器具の取付け等を行っても、地震等災害が起こった際に、家具等が倒れるのを完全に防ぐものではありません。地震等災害が起きた際には、家具等からすぐに離れ、安全な場所へただちに避難してください。

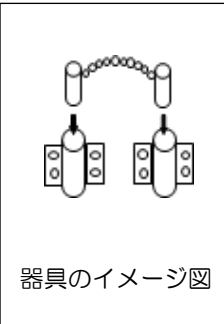
② UR・賃貸住宅(都営住宅は除く)にお住まいの方は、取り付ける器具によっては、家主の許可証が必要です。

③ 家具等に取り付けた転倒防止器具を取り外すときは、ご自身で行ってください。

高齢者支援課・シルバー人材センターでは、器具の取り外しは行いません。

問合せ先 西東京市健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番 13 号
電話 042-420-2810(直通) FAX 042-462-1130
E-mail :f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市高齢者家具等転倒防止器具取付け等事業 品目一覧

	タンスガード 1 組	1,500 円		ふんばる君	2,000 円
ねじで固定する ため、壁・家具に 穴が開きます。 			タンスの下に 入れます。 		
	とびらロック	700 円		不動王耐震シート (薄型テレビ用)	3,100 円
ねじで固定する ため、家具に 穴が開きます。  器具のイメージ図 			 テレビの底面平面部に貼ります。		
	強力地震ポール小 27 cm～35 cm	2,450 円		補強板 90 cm×24 cm	700 円
	強力地震ポール中 35 cm～50 cm	2,500 円		補強板 120 cm×24 cm	1,000 円
	強力地震ポール大 50 cm～75 cm	2,700 円	 タンスと天井の間に突っ張ります（2本1組）。補強板が必要になることもあります。		